

## 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする 教育予算の充実に関する意見書

現在、いじめ、不登校・登校拒否、暴力行為など、深刻な問題が山積しており、これらの教育問題を解決するためには、一人一人の子どもへのきめ細やかな教育が求められています。

また、近年、読書活動の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根差した教育の実現も大きな課題となっており、県内の多くの市町村が独自に指導補助員、図書館司書、栄養職員などの教職員を配置しております。しかしながら、本来は国が義務標準法を改正し、適正に教職員を配置すべきであります。

中越大震災により心に傷を負った子どもたちに、心のケアが引き続き必要な実態が明らかとなっております。国が教育復興加配教員を配置し、ケアを継続されたことによって、徐々に明るさを取り戻しているところであります。義務標準法に定められていない教員を弾力的に加配されたことは、大いに評価できるものであり、今後も地域の事情や子どもたちの実態に応じた弾力的な加配が重要だと考えます。

義務教育は、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うものであり、教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保する義務教育費国庫負担制度は、国の存立にかかわる重要なものであります。地方の財政状況にかかわらず全国の子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するためには、義務教育費国庫負担制度は堅持されるべきであります。

よって、政府におかれては、すべての子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項が実現されるよう、強く要望します。

- 1 30人以下学級の実施をはじめ、読書の推進、健康教育や食教育の充実、地域に根差した教育の推進などの教育課題に対応するために義務標準法を改正すること。
- 2 地域の事情や子どもの実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月9日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣